

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 8 月30日
【会社名】	三菱製鋼株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Steel Mfg. Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐 藤 基 行
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海三丁目 2 番22号
【電話番号】	03(3536)3111
【事務連絡者氏名】	経理部長 細 谷 光 明
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区晴海三丁目 2 番22号
【電話番号】	03(3536)3135
【事務連絡者氏名】	経理部長 細 谷 光 明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 157,470,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	543,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1 平成29年8月30日開催の取締役会決議によります。
2 振替機関の名称および住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	543,000株	157,470,000	78,735,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	543,000株	157,470,000	78,735,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
2 発行価額の総額は、本新株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上増加する資本金の額の総額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
290	145	1,000株	平成29年9月19日	-	平成29年9月26日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2 発行価格は、本新株式発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4 申込み方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
三菱製鋼株式会社	東京都中央区晴海三丁目2番22号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱東京UFJ銀行 本店	東京都千代田区丸の内2丁目7番地1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
157,470,000	-	157,470,000

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額157,470,000円については、「2016中期経営計画」の実現のため国内事業基盤の強化に向けた設備のリフレッシュ投資、戦略投資やグローバル競争力を高めるための研究開発に係る設備投資に充てる予定であります。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要(平成29年8月30日現在)

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・76119口)
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号
代表者の役職および氏名	代表取締役社長 伊藤 尚志
資本金	10,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務
主たる出資者およびその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成29年8月30日現在)

出資関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社は、当社の普通株式3,420,000株を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、貸出取引があります。
技術または取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

イ) 役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託の概要

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社の間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする役員報酬BIP信託契約(以下「BIP信託契約」といい、BIP信託契約に基づき設定される信託を「BIP信託」といいます。)を締結し、BIP信託を設定いたします。また、当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、BIP信託契約に関する覚書を締結し、この覚書に従い、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が共同受託者として信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76119口)といたします。

ロ) BIP信託の内容

BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬(Performance Share)及び譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)と同様に、役位や中期経営計画等の目標達成度等に応じて、当社の役員に対して、当社株式を交付(一定の場合には、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付)する役員報酬制度(以下「本制度」という。)です。

当社は中長期的な業績向上および企業価値の増大へのインセンティブを高めることを目的として、中長期業績の連動性が高く、かつ株主との利害を共有する役員報酬制度とするため、本制度を導入いたします。

本制度では、取締役のうち一定の要件を充足する者を受託者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、予め定める株式交付規程に基づきBIP信託の受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得いたします。

第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社が取得した当社株式は、BIP信託契約に基づき、信託期間内の一定の時期において、株式交付規程に基づき受益者となった者に対して交付いたします。当社株式の交付については、当社又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。

また、BIP信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものといたします。

八) 参考(本制度の概要)

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託契約日	平成29年9月19日
信託の期間	平成29年9月19日～平成33年8月末日(予定)
制度開始日	平成29年9月19日
議決権行使	行使しない
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	157,470,000円
株式の取得時期	平成29年9月26日
株式の取得方法 (信託設定時)	第三者割当による当社株式の取得 (第三者割当の方法による新株式発行)
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

二) B I P 信託から受益者に交付する予定の株式の総数

543,000株(下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数であります。)

ホ) 受益者の範囲

当社取締役のうち以下の受益者要件を充足する者

制度開始日以降、取締役として在任していること(制度開始日以降、新たに取締役となった者を含む)

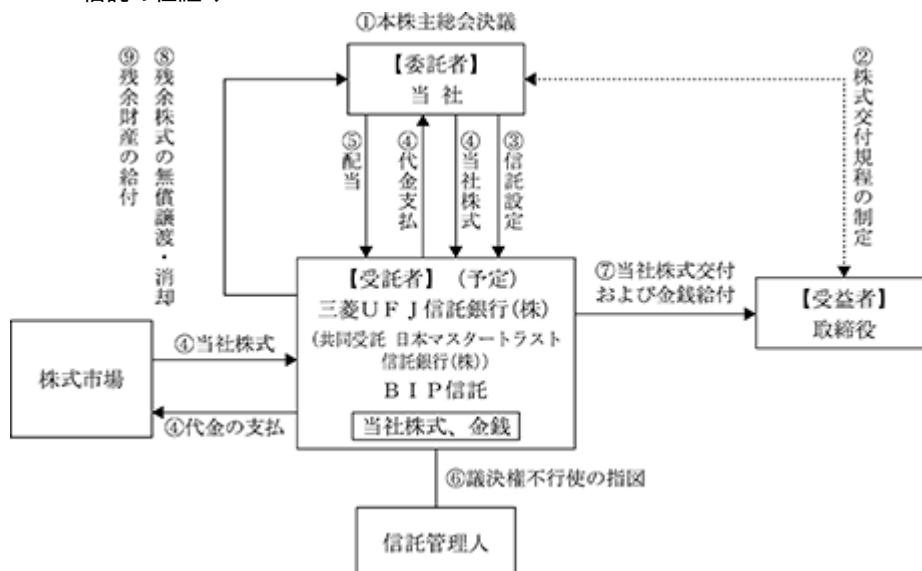
国内居住者であること

在任中に一定の非違行為を原因として解任された者でないこと

株式交付ポイント数が決定されていること

その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

へ) B I P 信託の仕組み



当社は、本制度の導入に関して株主総会において役員報酬の決議を得ます。
 当社は、本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
 当社は、の株主総会の決議で承認を受けた範囲内で、金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とするB I P信託を設定します。
 受託者は、信託管理人の指図に従い、で抛出された金銭を原資として当社株式を当社(新株の発行)から取得します。
 B I P信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
 B I P信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
 受益者要件を満たした取締役は、信託期間中に、株式交付規程に従い、B I P信託から当社株式等の交付等を受けます。
 信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更およびB I P信託への追加抛出を行うことにより、本制度もしくはこれと同種のインセンティブプランとしてB I P信託を継続利用するか、または、B I P信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
 B I P信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

c 割当予定先の選定理由

本制度の導入に際しては、三菱UFJ信託銀行株式会社より提案を受け、同社のコンサルティングの品質等を総合的に判断した結果、同社との間で本制度に係るB I P信託契約を締結することとしました。

B I P信託契約に関して、三菱UFJ信託銀行株式会社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託しております。三菱UFJ信託銀行株式会社が日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、B I P信託において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続き等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためであります。

また、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者としてB I P信託の事務を行い、信託財産の保管・決裁についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・76119口)」が割当予定先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

543,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P 信託口・76119口)は、株式交付規程に従い、信託期間中の一定の時期に、取締役に対して役位及び信託期間を通じた業績目標の達成度等に応じて、当社株式を交付(一定の場合には、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付)します。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社からB I P 信託に拠出される当初信託金が払込期日において信託財産内に存在する予定である旨、B I P 信託契約により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は、B I P 信託契約の共同受託者として、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、B I P 信託契約に従って定められた議決権行使の指図に従い具体的信託事務を担当いたします。その他の包括的管理業務については、B I P 信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が行います。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除きます。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下「役員等」といいます。)、役員等であった者、またはそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者(当社)、受託者(三菱UFJ信託銀行株式会社)が協議のうえ、選任するものとします。なお、B I P 信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 三宅秀夫氏とします。

信託管理人は、B I P 信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使を行うため、B I P 信託契約に従った議決権行使の指図を、書面にて受託者に提出するものとします。指図の内容は、議決権を不行使とするものと、B I P 信託契約により定められております。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、および割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の出資者や出資比率、役員等について、ホームページおよびディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査し、問題がないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」に関する取り組みについて割当予定先の企業行動規範により確認いたしました。

また、割当予定先が暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについて、B I P 信託契約において確約する予定です。

その結果、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P 信託口・76119口)が特定団体等でないことおよび割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないと判断しました。なお、当社は、その旨の確認書を、東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠および合理性に関する考え方

本新株式発行は本制度の導入を目的として行います。

発行価格は恣意性を排除した価格とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日(平成29年8月29日)の東京証券取引所における当社株式の終値である290円としました。

本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えています。

また、当該株価は東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1カ月間(平成29年7月31日から平成29年8月29日まで)の終値の平均値である286円(円未満切捨て)に101.40%(乖離率1.40%、小数点第3位を四捨五入。以下同じ。)を乗じた額であり、同直前3カ月間(平成29年5月30日から平成29年8月29日まで)の終値の平均値である273円(円未満切捨て)に106.23%(乖離率6.23%)を乗じた額であり、同直前6カ月間(平成29年3月1日から平成29年8月29日まで)の終値の平均値である258円(円未満切捨て)に112.40%(乖離率12.40%)を乗じた額であるため、特に有利な発行価格には該当しないものと判断しました。

b 発行数量および株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

発行数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役として在任する者に交付(一定の場合には、信託内で換価した上で、換価処分相当額の金銭を給付)すると見込まれる当社株式の数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.35%(小数点第3位を四捨五入、平成29年3月末現在の総議決権個数153,471個に対する割合0.35%)と小規模なものです。

また、本新株式発行により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い取締役に交付されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えています。

以上により、本新株式発行による影響は極めて軽微であり、合理的であると判断しています。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所 有議決権数 の割合
三菱重工業株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号	10,000	6.52%	10,000	6.49%
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	7,152	4.66%	7,152	4.64%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RENVIO1 (常任代理人香港上海銀行東京 支店カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11 番1号)	4,914	3.20%	4,914	3.19%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目 7番1号	4,293	2.80%	4,293	2.79%
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社(信託口)	東京都港区 浜松町二丁目11番3号	4,275	2.79%	4,275	2.78%
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区 晴海一丁目8番11号	4,161	2.71%	4,161	2.70%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人シティバンク銀行 株式会社証券業務部)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿六丁目27番 30号)	3,566	2.32%	3,566	2.32%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁4 番5号	3,420	2.23%	3,420	2.22%
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 3番1号	3,352	2.18%	3,352	2.18%
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人シティバンク銀行 株式会社証券業務部)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿六丁目27番 30号)	3,172	2.07%	3,172	2.06%
計		48,306	31.48%	48,306	31.36%

(注) 1 平成29年3月末日現在の株主名簿を基準として記載をしています。

2 株式数は千株未満を切捨てて表示しております。議決権数の割合は小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

3 割当先は、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76119口)」となるため、上記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は増加しません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

a 株式併合及び単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目標とした取り組みを進めております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式につき証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持することを目的として、当社株式について10株を1株にする併合(以下「本株式併合」という。)を実施いたします。

b 株式併合の内容

イ) 併合する株式の種類

普通株式

ロ) 併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日(実質上9月29日)の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式について、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

ハ) 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	156,556,683株
併合により減少する株式数	140,901,015株
併合後の発行済株式総数	15,655,668株

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合の割合から算出した理論値です。

c 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

d 効力発生日における発行可能株式総数

36,000,000株(併合前:360,000,000株)

株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を変更いたします。

e 単元株式数の変更の内容

株式併合の効力発生と同時に、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

f 株式併合及び単元株式数の変更の日程

取締役会決議日	平成29年4月28日
定時株主総会決議日	平成29年6月23日
株式併合及び単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
発行可能株式総数の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第93期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)平成29年6月23日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第94期 第1四半期(自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)平成29年8月10日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成29年8月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月30日に関東財務局長に提出し、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成29年7月27日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年8月30日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年8月30日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

三菱製鋼株式会社 本店
(東京都中央区晴海三丁目2番22号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。